札幌市国保資格証明書に関わる制裁解除事例集02年～06年版

０７．１．１０改訂
札幌社保協・「国保・介護１１０番連絡会」事務局

事例１

【豊平区】吐血して病院に行きたいと「特別な事情」届けてすぐ短期証に　０2年3月

◎　豊平Ａさん（４０才）は、有限会社経営していたが、売り上げ減少で経営と生活困難になる。平成１２年度年収５２５万円あったが、個人借金して会社につぎ込んでいた。そのため、１２年度保険料５０万円のうち１５万円しか納付できず、１３年分保険料５１万円も払えずにいた。合計８６万円が残っていた。

平成１３年１２月１日に資格証明書発行された。１２月中に８６．５００円納めて短期証になったが、その後支払えず平成１４年３月１日、２回目の資格証明書が発行された。

３月２７日朝吐血。道生連・道社保協役員が同行し、翌２８日豊平区役所に行った。

「すぐ病院に行きたい。でも１０割の医療費は払えない」と「特別な事情」を説明。すると担当係長は、速やかに届出書を出してくれた。

制裁はその場で解除され１ヶ月だけの短期証であったが交付され一安心。「後で納付相談にくるから」と告げてその足で病院へ。そのときは１円も払わず、後日納付相談に行った。

担当係長はよく話を聞いてくれ、減免になるのではないかと相談にのってくれた。その後３月と４月に納付。５月末には、３ヶ月短期保険証が郵送されてきた。減免申請もして１３年度保険料は残額がゼロ円になった。

事例２

【中央区】低所得者であることを認めて短期証にした。　０2年5月

◎中央区Ｂさんは、２年間納付ゼロ円でした。１９７万円の年収で、２０万円保険料は、払えなかったのです。5月９日病院に行きたいために役所に行き、「特別な事情」申請を申し出ました。

担当者は、生活状況を聞いた上で、『「特別な事情」申請はいりません。低所得なので短期証を発行します』と言ってくれました。しかし、１０分の１以上（２万円）払わないと解除は困難と言い張るので、「誠意を持って来所した。今日は５．０００円納付するしこれから毎月納付する。」と約束し制裁を解除させました。但し、１ヶ月短期証しか交付されませんでした。

５月末に納付に行った時、担当者から「せめて１／２に相当する毎月１万円納付してほしい」といわれ「納付約束書」を書く様に言われました。でも、支払えない生活実態を説明し「５．０００円しか払えない。できない約束は書けない」と主張。それでも書いてほしいというので、「５．０００円＋αで努力する」と書き受け取ってもらいました。

事例３

【厚別】６８才年金生活者の慢性疾患者にも資格書発行。　０２年8月

◎中央区のMさんは６８歳の単身年金生活者。退職して年金のみになる。年額１１４万円。Ｈ１２年度６２．６４０円（基本料金）が全期払えずにいました。Ｈ１３年５月に納付相談の文書が届き相談に行きました。１２年度分を払っていないことから短期証になりました。その後、１３年度分５６．５８０１円は毎月払う努力をしましたが、１３年１２月１日から資格書になったのです。

Ｍさんは、高血圧と内臓疾患をもち毎月受診していましたが、資格書のために１回１万円２万円と費用がかかりました。娘にも借金したり、具合が悪くても我慢して寝ていた時もあったといいます。合計で１０万円余も払っていたのです。

たまたま相談に行った共産党小川事務所で、すぐ償還払いの請求するように教えられて申請しました。戻ってきたお金で１４年分と１２年分の一部を納め短期証になりました。

（コメント）

基本料金だけの低所得者・ 慢性疾患患者・毎月支払っている人から保険証を取り上げるのは重大問題。厳しく抗議して同じような人がいれば解除させることが必要。

事例４

【東区】入院すべき病人・失業者に滞納額の１割支払いを迫り解除を拒否。翌日解除。

０２年8月

◎東区のM君は３０歳の単身青年。大工だったが会社の健康診断で不整脈や内臓に異常があるということで１３年１１月に退職。その後雇用保険で生活していた。

１４年７月には雇用保険も切れ、クレジットから２０万円借りていました。

保険料は、１３年度残２８万円未納。１４年度は、３７．８万円請求。１円も払えていない。

M君は、かつて多発性脳梗塞の既往症があります。その上、不整脈があり入院が必要といわれていました。現在もベット待ちで入院が予定されていました。

８／２９の集団申請にきたM君に区役所担当者は、「２年分の滞納額の１割、６万円はらえば短期証にする。」と頑迷に言い張ります。最後には、「１３年分の１割２８．０００円払えば解除する」と態度を変えましたが、入院が必要な「特別な事情」であるという訴えは聞き入れられず拒否されました。係長は、「救急車で運ばれた場合は出したことはあるが」「お金払わないで短期証を出した例はない」と強弁。

東区１１０番連絡会では、重大問題だと翌日３０日午後から交渉を行い、ついに３ヶ月短期証を出させました。やりとりでは、「M君は、今年度減免ができる世帯であること、８月２９日に資格書で受診して５．０００円支払っており、７割分の償還金３．５００円と１．５００円を足して５．０００円納付する」として解除させました。M君はこれで安心して入院できると喜んでいます。

でも、M君は、今月８月２３日にも区役所に納付相談にいっていたことです。少しでも納付しようと５．０００円を持っていったのに担当者がそれだけでは資格書を解除できないと言い張り受け取らなかったことが判明しました。

（コメント）

東区国保課のやり方は、「要綱第９条」に違反しています。「特別な事情」に該当した場合には、無条件に短期証を発行するものなのです。これは、「納付約束」や「一定以上の納付」は要しないことになっています。持参したお金を条件に合わないからと受け取らなかったことも重大です。

事例５

【手稲区】子供が風邪で受診。医療費が払えないというのに解除を拒否。集団交渉で３日後に解除。　０２．９月

（１）手稲区で自営業を営むＫさん（３５歳・６人世帯）は、平成１２年度保険料は３６９、７６０円。（更正賦課で２１１．０００円になる）納付は５５．０００円で残額１５６．０００円。平成１３年度は、保険料２５５．８８０円。８月１回納付。納付約束もした。でもその後納付できず。１３年１２月１日に資格書になる。１２月に２回納付した。結局１～３期一部の６０．０００円納付し、残額は１９５．８８０円である。平成１４年度国保料は、４９万円。１３年度営業所得３４８万円。一定の所得額ではあるが、０２年１月～４月は仕事が激減。やりくりつかず１２０万円余借金した。月１０万円返済している。

生活状況は悪化。１３年度は、就学援助を受けていたが、１４年度は、所得が１０万円オーバーのため受けられず、４月から未納。月約１５．０００円である。国民年金は、加入していない。食費は月３万円程度に切りつめざるを得ず、病院代が捻出できない深刻な状況に陥っていた。

（２）平成１４年５月３１日資格書が届いた。５月３１日、資格書を持って区役所に行く。「２～３万円払うから短期証にして」と訴えるが、区は、『７～８万円でないとダメ。２～３万円払っても資格書のままだが払っていくかい』といわれたが、病院代にとっておかないといけないと思い払わず帰った。

（３）今年９月６日（金）、１２歳と１０歳の子供が風邪を引き２０時過ぎにＫ病院に受診。２人合計１４．８００円かかったが、１０割のために全額払えず、１人分１１．４２０円だけ支払った。

９月１０日（火）に守る会役員、道社保協、勤医協本部が同行して手稲区役所国保課係長と交渉したが、「病気も高額療養費並みでないと解除は認められない」「住宅ローンなどもあり特別な事情とは認められない」と制裁解除を拒否。部長との緊急交渉を申し入れることにした。

（４）９月１３日（金）手稲保健福祉部長交渉を行う。当初、区側の回答は解除拒否の姿勢であった。その理由は、①　国保の健全な運営のために資格証明書がある。Ｋさんには、２回も発行している。②　Ｋさんは、実施要綱第１０条（要綱取扱）に該当する。ただし３０％以上の納付が条件になっている。③　生活状況は聞いたが、子供がちょっと病気になっているが、保険料が払えない理由とは思えない。④　住宅ローンがある。月３０万円の月収がある。だから解除しない。担当者は適切に対応したと理解している。住宅ローンよりも公租公課を優先していただきたい。⑤　高額療養費並みといったが、金額ではない。

（５）交渉団は次のことを主張した。

①　Ｋさんは、要綱第１０条（要綱取扱）ではなく、第９条の政令で定めた「特別な事情」に当たるもの。従って、納付条件は必要なく、いくら滞納していたかという額にも関係ない、②　その根拠として、仕事が減り、借金して生活費をやりくりしている事情、子供の給食費が払えない事情、保険料よりさきに医療費が払えず病院に行けない事情を訴えた。③　最後に、第９条の５

項で「その他区長が特に必要と認めた場合には短期証にできる」規定を指摘。再検討をするよう通告。その結果、区側は、「要綱第９条５項の判断で短期証にする」と回答。１１月末までの短期証が交付された。発行日は、９月６日受診日までさかのぼって発行させた。

（６）課題の整理

区役所窓口では、国保法、「市実施要綱」通りに対応していないことが浮き彫りになった。

「要綱第９条」「政令による特別な事情」の適用を無視している。

事例６

【東区】受診した3週間前にさかのぼって制裁解除　　０２．９月

①東区の親子２人世帯。Ｋさん。息子は特定疾患で本証だが、パートの母親５３才に資格書。

②世帯の特徴は、母親５３才と２５才息子の２人世帯。息子は、平成１２年８月から働いていたが、１３年８月退職。現在潰瘍性大腸炎（特定疾患）のために病気療養中。１３年１５０万円余の収入があった。

母親は、平成１３年度パート収入は６４９．１９４円。現在パチンコ店清掃パートで月９万円余の収入である。市営住宅に住み減免している。

③資格証明書発行までの経過

平成１２年度は、請求額２８．２６０円。６期分から未納になる。娘の交通事故等の処理に生活費を充てたため払えなくなる。１３年度は、１１１．８１０円、全期未納。１４年度は、２３１．６３０円で全期未納。税金申告をしておらず、国保納付書が来てもそのままにしていた。息子は、特定疾患のため医療費はかからないもの生活は大変になっていった。

区役所から２割軽減の申請用紙が送られてきていたが、見ないで捨てていたという。

０２年３月１日付で母親のみの資格証明書が届いた。

④９月１０日、母親が「手足のしびれと頭痛がする」と勤医協中央病院に受診。ＣＴをとったが以上は見られず今後通院することになった。医療費は、１０割分の１２．０００円にもなり後で払うことになった。

⑤９月２６日、国保１１０番申請に、中央病院相談員と一緒に参加。「特別な事情」届け出書提出。当初役所担当者は、簡単に認めようとはしなかったが、「特別な事情」に該当することを粘り強く主張して制裁解除させ、９月１０日受診日にさかのぼって短期証にした。１１月末日まで。

納付相談では、！税金申告すると、１３年度１１１．８１０円から９５．６６０円に、１４年度は２３１．６３０円が７７、０７０円（２割軽減）になり、滞納総額が１８６．７３０円に減ること。＂支払いは、１０月１０日の給料日に支払う。その際税金の還付分で支払うこと。＃１０月からは、５．０００円ずつ支払うことを約束。

〈コメント〉

①８月の資格書解除ケースでは、区側の「お金と引き替え」を条件にした強行姿勢に苦慮したが、今回は、まず、「特別な事情」届を提出して要綱にのっ取って制裁解除を迫ったことがよかった。納付額０円でも短期証にしたことは貴重な成果。

②資格書になったのは、「接触できない」ことが発行理由と考えられる。しかし、「滞納している事情を把握」することなく資格書は安易に発行すべきではない。

事例７

【東区】母の医療費負担と借金で支払えず。支払い困難な事情がわかり解除

０３．５月

①東区１件－５０才単身女性。母親９３才は、同居別世帯で１０年前から入院中。

②女性は、平成１４年度パート（弁釜）収入は１３０万円。所得税２万円が課税されていた一時、生保受給の母親と別居していたが、市住にいた母親の介護のために同居する。その後母親が倒れて入院した。家賃は支払っている。

③資格証明書発行までの経過

・ Ｈ１２年度は、全額納付した。Ｈ１３年度は、１５万円請求額の内９万円納付した。Ｈ１４年度は、１５万円請求額だが１円も納付していない。

・保険料が支払えなかったのは、母親入院費用（介護１日７００円）が月２３．０００円かかり、おむつ代も払っていたので生活に余裕がなかったため。借金もあった。しかも、自分は病気もせず保険料だけを支払っていることがばからしくなってきた。

④解除の理由

・税金申告で、母親の扶養・医療費控除、社会保険料控除も取っておらず、申告すれば、法定軽減世帯となることはあきらか。

・母親介護の費用負担など、支払い困難な事情は分かった。

・短期証を発行した。３ヶ月分。その後５．０００円支払った。

（６月の結果）

①６月２６日（木）に税金申告の結果が分かった。

・Ｈ１１年	年収１．５１６．２６９円	所得税３４．５００円還付
・Ｈ１２年	年収１．５１３．６３６円	所得税３３．９００円還付
・Ｈ１３年	年収１．３８７．５２０円	所得税２４．７００円還付
・Ｈ１４年	年収１．３４２．１６１円	所得税２０．０００円還付
		合計１１３．１００円

税金申告により、市民税所得割額が０円になったためにつぎのようになった。

・Ｈ１３年度国保料６万円残額が、０円に。

・Ｈ１４年度国保料５９．４５０円になり、還付金で払う予定。

・Ｈ１５年度国保料７２．４６０円（基本料）。１２回分割で納付することにした。

〈コメント〉

①国保課が、「親切ていねいな対応」をしてこなかったケース。「滞納している事情の把握」がいかに大事か、を示す事例。わかれば、「保険料軽減のアドバイス」ができて本人もここまで悩まずにすんだもの。「安易な資格書発行」を警告している。

事例８

【西区】毎月納付約束で解除　　０３．５月

①世帯状況は、建築工３３才男性、３１才妻、子供２人の４人世帯。

②月収３０万円、家賃７万円、車２台保有。
③滞納状況は、Ｈ１３年分９期・１０期未納、Ｈ１４年分２４万円請求額の全期未納。
④解除されたのは、１４年分の１期２４．０００円の支払いと毎月２４．０００円納付約束したから。３ヶ月短期証になった。

事例９

【東区】納付約束すれど生活苦で支払えず。失業し実情話し解除　　０４．１月

５人世帯。夫日雇い７０００円×１２月１８日。妻８ヶ月の妊婦母子手帳をもらっていない。１月までパートで働き１月失業保険。２月に児童手当４万はいる。

資格証明書になったのは、Ｈ１５年６月に納付約束したが、生活苦で全く払えず誠意がないと言うことらしい。詳しいことは３０日母子手帳と入院助産申請と資格証明書解除交渉をやるので後日報告する。

事例１０

【東区】「払っても資格書になるよ」といわれ別の支払いに回した。借金支払いも終わるし、月２万円約束で解除　　０４．３月

資格証明書解除。４７才夫婦世帯。運送業１４年所得３５０万円保険料５９万円。

Ｈ１５年保険料が６１万円になった。

１５年３月までは、月２万円づつ払っていた。４月の集金の時「払っても資格証明書になっちゃうよどうする」と言われ、それならばと支払わずに別の支払いに充てた。６月資格証明書発行。以後未接触になる。今回相談に来たのは、運転資金として借りている８００万円の返済が月１５万円あり２万の国保料を払うのが精一杯。何とか資格証明書を解除してほしい。とのことだった。借入金のうち８万円のし払い分が来年２月で終わるのでそうしたら国保料が支払える。と言う見通しで資格証明書を解除した。月２万づつ支払うことにした。減免対象にはならない、

事例１１

【東区】喘息患者にも資格書発行。妻の心臓検査で解除　　０４．６月

世帯主が喘息でも資格証になったケース（１５年１２月～）

Ｉさん４６歳建設業（重機オペレーター）　妻３３歳、子供１人小４の３人世帯

Ｈ１４年－　国保料１５万円（全期未納）年収３５０万円
Ｈ１５年－　国保料２３万円（全期未納）年収２８０万円
Ｈ１６年－　国保料２６万９３７０円

①　Ｈ１４年１２月に、資格証明書を３．０００円の納付約束で解除された。その後支払いは０円であったが、世帯主の喘息のために短期証が発行されていた。

Ｈ１５年１２月に、資格証明書発行。１６年２月に相談に行き減免申請。３６万円

が２３万円になる。５．０００円づつ納付約束したが解除されなかった。（実際は納付していない。）

今回、妻の心臓の再検査が必要と主張して、解除して、８月までの短期証となった。毎月１１０番に参加するようにした。

② Ｉさんは、季節労働者で、冬期間の生活のために借金をしている。かなりありそうだ。妻は、区に相談しても「払ってくれと同じ事しか言わない」、区側は、「納付できない事情を聞いても言わない」と相互に不信感を表明。

③ ７月に資格証明書を解除したＩさんが支払い運動に参加しました。
夫の収入がまだ定まらず、２．０００円支払いました。妻が検査した分（資格書）、を申請し戻り分（３５００円）を保険料に回すことにしました。

コメント）喘息の持病のある人から保険証を取り上げるべきではない。よく相談にのってあげるべきケースといえる。支払い優先の対応が納付意欲の減退を招いたケースといえる。相当の負債の存在が、納付出来ない事情になっている様子。率直に納付相談をして、減免申請出来た可能性がある。区側も減免制度の説明をていねいにしていくらかでも減額できれば納付努力がされたのではないか。（中病・ひまわり薬局 ）

事例１２

【東区】法定５割軽減で５人受療なのに資格書発行。　　０４．６月

法定５割軽減だが、９人世帯で１９万円きて支払えず、１５年１２月資格証明書発行。

Ｔさん４７歳アルバイト。４７歳妻、２４歳、２２歳、２０歳までがパート就労
中３．中１．小５．小３の９人世帯

年収　５人合計で４４０万円～５００万円　　国保料５割軽減で１９２．８１０円

Ｔさんは、以前トラック運転手をしていたが、事故でやめた。現在アルバイト収入１１８万程度。家賃７万円。子供達も働いているが、給与を全部入れてくれるわけではない。世帯主は喘息、他にアトピー、頭痛、帯状疱疹など５人が受診。医療費が払えずに１０万円近く待ってもらっている。

納付計画書を出して解除した。８月までの短期証になった。

コメント）世帯主はじめ受療必要な人が５人もいるのに資格証明書を発行するのは行き過ぎ。払える金額を続けて納付してほしいと激励すべき。

事例１３

【東区】そば店は休業し払えず。体調不調でも病院入けずにいた。納付相談して解除。(死亡)　　０５．１月

Ｋさん（６９才女性単身）は、そば店経営。Ｈ１５年売り上げ２１０万円、経費１８５万円で所得が２５万円です。Ｈ１５年分保険料は１８．２６０円（７割軽減）でしたが、１５年無申告のためにＨ１６年は基本料金６１．６６０円きました。店の家賃４万円は滞納しています。１００万円にもなりました。体調が悪くなりＨ１６年１２月１７日から休業していま

した。１４年分が未払いのために、１５年１２月１日から資格証明書になっていました。１６年１２月に民商の無料検診で大腸に異常が見つかりましたが収入がなく受診していませんでした。それというのも依然風邪を引いて資格証明書で受診したところ２万円近くかかったのでいくらかかるかわからないので恐ろしくて病院にいけなかったのです。

まず、１５年分の住民税申告をして保険料を７軽に下げることと市老適用する事にしました。短期証になりこれで病院に行けると喜んでいました。資格証明書で受診した２万円の償還手続きをする予定です。

事例１４

【白石区】緊急入院したが資格書。翌日保護申請　　０５．１月

（１）白石区５４才男性単身。土木作業員

・０５年４月１９日（火）慢性膵炎、肝障害、糖尿病で勤医協札幌病院に入院。
資格証明書で受診。医療費３５．０００円

・４月２０日（水）白石区役所に保護申請に行く。申請受理。担当者に、１９日入院して生活困窮しているのでさかのぼってほしいと訴えたが、「出来ない」と言われた。

・４月２８日（木）保護決定。国保課にいき、滞納保険料の免除はされた。
資格証明書の解除と一部負担金減免の適用を検討させる。

コメント）解決の方法は２通りある。

① 生活保護の遡及実施
－１９日に緊急入院などの特別な事情で通報できなかった場合には、決定日の遡及は可能とされている。交渉して打開できなければ審査請求する。

② 国保の資格書解除と一部負担金減免を活用する。
－入院した場合には、資格証明書を解除すべきもの。まず解除をさせてから一部負担金減免を申請する。この場合のポイントは、減免規則の却下すべき事由のなかに「納付意志のないもの」との１項がある。従って、「資格証明書だから納付意志がない」と機械的に判断させるのではなく、「納付したくても出来なかった事情」の申し立てを行う。それでも受理しなければ徴収猶予申請をおこなう。

③ ①と②がダメな場合には無料低額診療の対象とする。

事例１５

【白石区】６人家族で年収３６０万円。実情を説明し解除　　０５．１月

（２）白石Ｍさん大工６人家族（夫１人国保、妻５人国保） 離婚した妻と同居。
夫－年収３００万円。５年前から資格証明書だという。１５年と１６年国保料で４２２．５１０円。本人Ｃ型肝炎あるが健康という。
妻－年収６０万円パート。国保料６６．３００円。

コメント）税申告をし直して扶養控除を付け替えれば相当国保料は下がると思われる。

事例１６

【東区】3歳児からも保険証取り上げ。歯科治療できず。　　０５．10月

４人世帯（夫４２．妻３２．９才．３才）自営業。１６年収入２４０万円
国保料は１２年度分を最後に支払っていない。

国保料　　Ｈ１７年度分１５１．６９０円
　　Ｈ１６年度分１５０．４３０円
　　Ｈ１５年度分１９１．８００円

Ｈ１４年結婚。１４年に事業を興すが、収入があまりなく払えなかった。子供が乳幼児医療が切れ、歯科治療を中断している。所得申告をしていなかったので１５．１６年と申告して上記保険料となった。

１１月は１６．０００円、１２月～５月まで月１万円支払い約束。内金として１．０００円支払い解除した。

・自営業だが請負仕事の様だ。きちんと聞いて税申告する。
・医療助成対象からはずれても児童は資格証明書から除外させることが必要。

事例１７

【白石区】保険料減額となる　　０６．3月

Ｓさん５０才　そば店経営。ジャスコ内に請負（月５８万）で出店。１５年から。従業員は３人。妻と次男が手伝う。委託契約。

月収１３０万円～１６０万円。ジャスコ出展費は５０万円。

長男２１才は、０５．１２～パート１０万円。妻は甲状腺ガンで１０年余定期的に通院。国保料は、２年間滞納。０５．１１月～資格証になる。１７年国保料約４０万円滞納。

月５．０００円なら支払えると申し出たが受け入れられなかった。

収入状況・税申告の状況を調べて早急の対処が必要と細川副会長が対処することになった。

３月に確定申告を行い、保険料が減額になる事がわかった。当面８．０００円支払いの約束をして、支払い短期証になった。

事例１８

【手稲区】母子世帯の母親生活苦から支払えず。　　０６．12月

Ｓさん３人母子世帯。中１．小５生。化粧品外交員。営業所得１９５万円

Ｈ１５．１６．１７．１８年度の国保料滞納。生活が大変で支払えなかったという。

未納額は、Ｈ１６年度１０６．０００円、Ｈ１７年度３１１．５５０円、Ｈ１８年度３２７．５８０円。

０６年７月に区役所に『事情がわかれば短期証発行できる場合があるので、とりあえず来て下さい。』と言われ、区役所に行く人を約束した。しかし行かなかった。

今回、１１０番に参加して、生活実態を説明したのでわかってもらい、３ヶ月の短期証を出してもらった。

今後の支払い方法は、Ｈ１８年分３２７．５８０円の６割相当を目安に、当面１５．０００円×７回（１１月～５月）支払う。残額は、新年度に再度相談して決めることにした。

事例１９

【手稲区】会社員だが社保はなし。　　０６．１２月

Ｙさん６６才男性　会社員だか社保なし　Ｈ１６．２．２９に任意継続終了

手稲曙に住んでいたが、妻と母の仲が悪くやむを得ず、母と二人で家を出た。北区に転居した。受診した勤医協札幌病院のＭＳＷから紹介され、１１０番に参加した。

Ｈ１５年から支払っていない。

収入は、月１２５．０００円程度。年金が月８１．０００円あるが、妻に渡している。

肺の治療が必要で入院が必要になる可能性がある。そうすれば会社は退職になるだろう。

納付相談の結果、月１５．０００円支払うことにして、２万円支払い、短期証になった。

１２月中には、住民票を北区に移すので、改めて北区で国保の手続きをする。

国保料残額は１８年分１８万円と過年度分３３万円位ある。

（勤医協札幌病院紹介）

以上